

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会（第5回）

1. 日時

令和2年7月14日（火）16時00分～17時15分

2. 場所 Web開催

3. 出席者

（1）構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、央戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

（2）総務省

高市総務大臣、谷脇総務審議官、吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官、湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、堀内同局放送政策課企画官、香月同局放送政策課企画官、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、吉田同局放送コンテンツ海外流通推進室長、吉田同局衛星・地域放送課長

4. 議事要旨

（1）議題

通信・放送融合時代に向けた受信料制度の在り方に関する論点整理

（2）意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【大谷構成員】

個別の要素はそれぞれ関係性が深く、切り離すことが難しいものだと思いますけれども、思考実験として、このように分解して検討することは大変興味深いと思って拝見させていただきます。感想めいたことになってしまいますが、意見を申し上げたいと思います。

公共放送の業務運営上の自律性の確保を考えていきますと、公共放送の担い手であるNHKが財源上の自律性を持っていることは不可欠だと思っております。他方、営業経費の高止まりという状況を圧縮して、効率的に運営することも併せて両立を図っていかねばいけないものだと思っております。

その点、事務局資料の5ページの、ドイツのキルヒホフ鑑定意見によると、簡素で公平な制度の実現のために、デバイスの多様化を背景として、どういった財源を模索していくのかということについて、非常に示唆に富んだものだと思っており、この考え方に大いに賛成といったところがございます。ただ、ドイツではデバイスの多様化というよりも、受信機そのものの多様化が現に起きているという前提で書かれておりますが、日本の公共放送は、アクセス可能性については、受信契約をしていない世帯、受信機を持

たない世帯はアクセス機会が非常に限定的であるところからしますと、機会が十分ではないという点で正当化根拠がないだろうと思っております。

その点、事務局資料の21ページに、視聴実態と整合的となるような受信料制度の見直しと書かれているところに非常に共感しております。視聴実態とアクセス機会が合わせて変化するのであれば、より簡素で公平な制度を模索することができるのではないかと考えております。

アクセス機会が限定的なものをどう変えていくかということですが、現状の制度では任意業務としており、放送の補完的役割という制度であることから、受信料制度の見直しに合うような視聴実態はなかなか実現しづらいという状態もあると思いますので、制度の側から一歩踏み出すことも必要ではないかと考えております。

【林構成員】

まず初めに、アフターコロナ・ウィズコロナの新しい生活様式が求められるような時代においては、訪問営業を前提とした営業コスト約770億円はどう見ても過大ではないかと思っております。他方で、NHKと受信契約を締結していない約18%の人たちに対するアプローチも公共放送の責務として極めて重要であるというのもまた、言うまでもないことだと思います。この見地からしますと、負担金方式のドイツ型、これは手続の簡素化とか、訪問員による徴収コストの削減につながりますので、1つの割切りとして、我が国のあるべき制度を構想する上でも検討に値するのではないかと考えています。

ただ、そのような検討を行う際には必要な考慮事項として2つあるのではないかと考えています。1つは仮に負担金方式を検討・実現するのであれば、国民・視聴者の納得感をどう得ていくのかの議論が必要だと考えています。仮に負担金方式とするのであれば、受信料値下げの議論とセットで考えるべきではないかと思っております。ただ、受信料の値下げの話は一義的に協会が考えるべき事柄ですので、値下げの議論とセットで議論する場合には、値下げの実効性担保手段が重要です。これは例えば、協会の中期経営計画に書き込むといった目先の実効性確保だけでなく、制度的担保が重要だと思っております、これは三位一体の議論とも関わるところだと思います。

この点で興味深いと思われましたのはスライド11ページで、従来の日本型では受信料額の減額や必要な事業の合理化が促されにくいという点です。もしドイツ型モデルにするのであれば、日本でも独立した第三者的な機関で、受信料の水準や値下げの議論の妥当性をチェックする仕組みが必要ではないかと思っております。現状、例えばインターネット活用業務については、審査委員会がNHKにあります。受信料の水準や値下げの議論の妥当性をチェックする機関としては、このような会長の諮問機関という位置づけではなくて、独立した第三者組織として設置する必要があるのではないかと考えています。例えば、受信料額審査委員会というような第三者機関を新たに設置することも考えられます。あるいは準司法的機関でもある電波監理審議会にその役割を付加的に担わせるというのも思考実験としてはあり得ると思っております。いずれにしてもスライド18ページにある、当時の菅総務大臣の閣議後の会見抜粋で示唆されているように、負担金という名の下に受信料の支払義務化だけが先行することでは、国民の理解は到底得られないと思っております。

もう一つ考慮事項として、先ほど大谷先生から視聴実態に合わせてという話がございましたが、インターネット活用業務、常時同時配信の在り方です。テレビを視聴しない世帯のアクセスやリーチというのは、今後公共放送の役割として極めて重要になってまいりますので、その見地から、活用業務のポジショニングも併せて考える必要があるのではないかと考えています。すなわち、活用業務をそのまま放送の補完として協会の任意業務という位置づけに留め置いておくのがよいのかどうか、という議論も今後重要では

ないかと思っております。ただ、NHKプラスは始まったばかりですので、常時同時配信の成り行きというのは、もう少し時間を経てからそのあり方を検証していく必要があるだろうと思えます。

【宍戸構成員】

事務局資料の①のところが一番大きな議論の分かれ目と思うところです。私自身はドイツの全世帯負担金の方式は、恐らく今までの日本の公共放送の延長線上でやるものではなくて、根本的にOSを差し替えるという決断と考えるべきだろうと思っております。つまり二元体制の在り方、あるいは放送制度の規律の在り方自体が、日本とヨーロッパではある程度違うところがあり、特に民間放送が衛星波でヨーロッパワイドに提供されているところで、その国のナショナルな文化や民主主義を守るという役割を公共放送に非常に強く期待されている国情の中でこのような負担金制度が出てきているものと研究者として理解しています。

これに対して、現在の日本では、NHKに匹敵し、全部足せば上回るパフォーマンスを民間放送が持っているところで、ここまでNHKを強くする形が適切かどうか。民間放送が頑張っていた期間、そこまでNHKにてこ入れをする必要がないと考えるか、逆にこのシステムを取るのであれば、NHKの業務量は、ぐっと小さくした上で、日本版FCCという議論もありますが、政治や行政から放送の自律性を確保することによってはじめて、今現在、NHKに受信料を支払っていない、あるいはテレビを設置していないという方に対して、NHKを支える負担金を支払ってもらうことを正当化できるのではないかと思います。この場合には、NHKの値下げというよりは、非常に小さい公共放送にするか、あるいは、日本の民主主義を支えるメディアの役割をNHKに非常に強く期待するということになるか、どちらかではないかと私は思っております。

そして、長期的にはこのように考えられるかもしれませんが、当面の問題として考えた場合には、イギリスのiPlayerのような方式で、協会の放送を受信することをテレビ端末以外のモバイル端末などでも何らかの形で把握して、テレビは設置していないけれども、公共放送を支える、あるいは放送を支えることを自ら承諾した人によって支えられるといった仕組みが、中期的には望ましいのではないかと、私自身は思っているところです。

②につきましては、将来的には世帯単位ではなく個人単位で考えた上で、その個人単位の集計としての世帯について、例えば割引をする等、ベースは個人単位にしていくべきだろうと思えます。大臣がおっしゃる放送・通信融合の中で、個人単位で把握していく方が的確であると同時に、今後一人世帯が増えてくる状況の中で、世帯単位で同じ金額にすると、特に高齢の独居世帯について重たい負担になり過ぎるだろうということも考え併せているところでございます。

そういったしますと、先ほどの受信料徴収のコストが高過ぎることと考え併せまして、現状、NHKは受信契約の締結をお願いするという状況ですが、むしろこれは逆にして、うちはテレビがないという申告をしていただく、うちは複数人いる、あるいは小学生がいる、だからこれだけ約款上、受信料総額をまけてもらうべきだということを、視聴者、受信者の側から申告してもらるように転換することによって、かなりの部分で個人単位でも適切な契約、受信料の徴収ができ、徴収コストを下げっていくことができるのではないかと思います。

3点目、将来的に第三者機関による受信料額、あるいはNHKの規模をウオッチすることが、国民の納得を確保する上でも望ましいだろうと思っております。ただこの際に、日本国憲法83条の財政民主主義の規定があるところで、国会の関与がある、そしてさらに政府の関与がある、新たに第三者機関を作ることになる、これは非常に調整のコ

ストもかかりますので、役割分担が必要ではないかと思えます。

例えば国会では、毎年度予算を議決する必要がありますが、むしろ大きな中期計画についてきちんとした審理をして、そして審理の結果それが確定されれば、受信料額については、ある程度微調整をする以上のことは毎年度する必要がなくなるわけです。今ですと毎年毎年、時間が足りない中で、個別の判断でNHKの業務などを議論しているので、むしろ中期経営計画段階で、時間をかけてきちんとみんなで議論して、NHKの規模感とか受信料の大まかな水準を決めていき、毎年度の判断は軽くするといったことと併せて御検討いただく必要があるのではないかと考えております。

最後4番目、受信料徴収の手続の中で、外部の委託、例えばほかの公益事業者、電気、ガス、水道、あるいは日本郵政といった事業者に徴収との関係で委託をする、あるいは情報提供を求めるような仕組みを作っていくということが、総じて合理的ではないか。今後のサイバー・フィジカルの融合の中で、一体的な運用ができることが合理的ではないかと考えております。

【小塚構成員】

まず第1に、今まで先生方がおっしゃったことと少し違う観点で、最高裁判決が現在の制度についてどう言っていたかということが、この制度そのものの在り方を考える上で、出発点になるのではないかと考えております。最高裁は現在の制度が成立した過程について、戦前は結局、無線電話、すなわち、ラジオの設置が大臣の許可制度であったと述べています。ある意味では今のイギリスの制度にも似ていて、無許可で無線電話を設置したら罰則規定も設けられていることに触れつつ、当時、放送事業は政府の監督下に置かれ、番組内容についても検閲等の取締りが行われていたということにわざわざ触れています。

実は最高裁の調査官の解説はさらに踏み込んでおりまして、その当時の放送の実態について、昭和12年に日中戦争が始まってから言論統制が図られたとか、太平洋戦争が始まった後、放送は大本営発表の戦果を放送するという特定の役割を果たすことになったと。受信契約締結の強制制度というものについて、このようなことを述べなくても結論が導けたのではないかとと思えますが、あえて最高裁判決、さらには調査官解説がこういうことを述べているというのは、現在の制度が、日本の放送制度の自由でかつ民主的な制度の在り方と非常に強く結びついているという認識を示したものであろうと思えます。もちろん最高裁の判決が述べたことは現行制度の解釈ですので、それを立法によって変えていくということは何らおかしいことではないわけですが、そうだとするとそれなりの覚悟、さらに言えば物の考え方を整理した上でしなければならないのではないかと。

むしろ私はこの最高裁判決が言っていることをもっと受け止めて、この制度の在り方を考える必要があるのではないかと考えております。例えば受信料負担の公平について、それは払っていない人が支払いを免れているからけしからんというような話ではなく、むしろ特定の人たちだけが、一部の国民だけが受信料を払うことによって、NHKという放送機関、言論機関の言論に対するゆがみが生じないか。そのような意味で、国民・視聴者全体が公平に負担すべきであるということをも意味していると捉えるべきではないかと感じております。

そのようなことをまず申し上げさせていただいた上で、次に、宍戸先生が言われる①が基本だということは重々分かりつつ、②の徴収単位の話をしりさせたいと思えます。

2つあります。1つは従来の議論で事業者契約が非常におろそかになっていると考えます。営業活動にしても、事業者へ受信機の設置確認をどれほどしているのかについては、ずさんになっている面は否めないような気がしていますし、昨今のシェアリング・エコ

ノミーのような中で、事業なのか、生計なのかよく分からないような状態も発生していて、それは今後ますます広まっていくと思われますので、ここを整理していく必要があるのではないか。

さらに申し上げれば、通信・放送融合時代に、インターネット経由で放送コンテンツを見るというときに、実はこの部分が鍵になっていくのではないかという気もしております。具体的には、例えばホテルにホテル側が携帯端末を用意して、それは町歩きにも使えるけれども、同時にそれを使って宿泊客、外国人の旅行者なども含めた宿泊客が放送コンテンツを見ることができる。そういう機会を提供していく。

そして、今日の資料の7ページ、日本の場合はYouTubeやニコニコ動画へのアクセスに比べて、テレビ放送コンテンツのオンデマンド配信に対するアクセスはずっと低いです。これを単純に、テレビは持っていないけれども、インターネットでNHKの受信契約ができるような制度を入れたらこの割合が上がるかという、そうではないような気もしています。むしろそのようなビジネスを通じて、そしてインターネット上のNHKコンテンツの活用の仕方を、事業者、あるいはビジネス界と一体となって考えていく中で、今まで放送コンテンツのリーチが届いていなかった人たちに対して放送コンテンツを届けていくという考え方も出てくるのではないかと。そうすることによって、間接的には世帯の中で、例えば若者はネット経由でテレビを見ることができ、あるいはテレビを持っていないような家庭に対して、契約に基づいてネット経由のテレビコンテンツの視聴を認めるというようなことも可能になってくるかと思っております。

他方で、世帯単位と個人単位について、私は通信・放送融合時代の中で、放送コンテンツが何かのアイデンティティーを持つとすれば、集団で楽しむ、家庭や世帯で楽しむというところにあるのではないかと考えております。これは変なたとえですけども、地方における公共交通機関とモータリゼーションの関係に近いと思っております。通信というのは一対一、個人のパーソナルユースで、完全に自動車の世界です。その結果、地方で何が起こったかという、通信も輻輳することがありますが、道路は混雑する、公共交通機関が維持できなくなるわけです。結果として、高齢者の足腰が弱くなるとか、地域のコミュニティーが失われるとか、都市の中核の商店街が廃れていくとかいうことが起こる。ですから、最後、コミュニティーの根底になる世帯に放送が軸足を持っていることは、意外に社会的に大事なことはないかと私は考えております。

それから、この受信料制度の在り方は、放送業界全体の問題として捉える必要があるのではないかと。例えば衛星受信料が高過ぎるかどうかは別問題として、衛星契約が伸びないことは民放の衛星、BS番組も視聴されないということですし、今後、受信料の支払を好まないがゆえにテレビ受信機自体を持たないという若者、単身家庭や老人家庭が増えていくことがあるとすると、実はそれは民放にとっても存在の基盤に関わる問題である。ですから、放送業界全体として見ていただく必要がありますし、そういうことも含めて、現在、受信契約が行われていない世帯、事業所の実態を調べる必要があるのではないかと考えております。

前に当分科会の資料で、NHKは契約率82%という資料を出してきましたが、これも推計です。結局、持っていない人の実態は分からないので、ある種推計にすぎない。実態を調べ、なぜ持っていないのか。生活に困っている人たちが、本当に受信料を払う生活のゆとりがないからなのか。テレビコンテンツに興味がないからテレビを持っていないということなのか。放送業界全体として、インターネットで違法コンテンツを見ないようにしましょうという啓発も含めて、少しやってみる価値があるのではないかと考えております。

【西田構成員】

まずスライドの9枚目の、一人世帯の負担感が重くなるという趣旨の記述が幾つかあ

りますが、もう少し詳しく御説明いただきたい。NHKの受信料が例えば月1,000円になるのか、1万円になるのかというような絶対的な金額や現状の受信料との差額のような相対的な金額が重要になってくるのであって、一人世帯の負担感というのは、結局、世帯によって違うのではないかとということが気になったというのが1点目でございます。

2点目につきましては、スライド番号の3枚目に当たるかと思えます。徴収手段ということで申し上げますと、大変シンプルで合理的な手法のようにも思えるわけです。例えばNHKが公共放送、最近NHK自ら言及するような公共メディアとしての性質や機能、世間からの認識を強めるということを前提に考えることができるのであれば、こういった全世帯型を考えてみるのも良いのではないかと印象を持ちました。受信設備がない、視聴環境がない世帯等においては、例えば積極的な申立てを行って、物理的に確認を行って、契約しないことを認めるようなオプトアウト型の可能性を考えてみるのも理屈のうえでは面白いのではないかと印象です。

それから、スライド8枚目ですが、韓国型も面白いという印象を持ちました。というのもネットが中心になっていく時代においては、オンライン業務と任意業務の区別がある種現実と法の乖離を生んでいる認識も持つわけでございます。日本でも仮に遠くない将来ネット中心、デジタル中心のメディア環境が実現するのであれば、放送法で言うと第2条とか第15条、第20条の在り方と、ネット的なもの、それから現代の視聴者の使い方や認識との相性がよくないことが、公平性、効率性の衝突といった諸問題を生じさせているようでもあるからです。中長期でこういった諸課題も考えられると良いのではないかと印象を持ちました。

最後、受信料に関する議論ですが、視聴者からいかに徴収するかという議論が中心になっている印象を持ちます。むしろ積極的に受信料を納めなくなる、しかも特に若い世代においてはネットをメディアの中心と認識する世代も多いわけですし、そこで利用者目線で納得感を得られる徴収方法、特にネットやスマホから簡便に受信料を納めるような方法もどうやって既存の体系に組み込めるのかを考えていく必要もあるのではないのでしょうか。

【新美構成員】

第1は、NHKがどのような放送をするのかをもう少し考えていく必要があるだろうと思えます。放送の二元体制はすみ分けなのか、重複してもよいということなのか、その辺りの議論が全然ないと感じます。重複する、あるいは競合する場合には、民放の方がよくおっしゃるように、財政的な基盤が全く違うところで競わせるというのはおかしいじゃないかという議論が出ることは当然だと思います。

したがって、まずNHKが何を放送するのか、どのようなものが公共放送なのかをもう少し緻密に議論しておく必要があります。場合によっては、範囲を随分小さくしていく必要があるのではないかと。実はこのことが大きな意味を持ってきて、公共放送であることを純化すればするほど、料金の徴収としては特別な負担という形に結びついていくと思えます。そうなりますと、視聴しようがしまいが、公共放送を維持するために必要だという議論につながっていくだろうと思えます。

そういう意味で、公共放送は何を放送するのかも一度議論しておく必要があるだろうと思えます。料金のレベルを決めることも第三者委員会でやるとの御意見がありますが、料金の中に第三者が入っていくのは現状ではあまり好ましくない私は思います。むしろ何をやるのかということについて、第三者委員会がフォローしていく、精査していくことが求められるだろうと思えます。

これに対して、誰が受信料を負担するのかということですが、最終的には個人単位で行くべきだろうと思えます。1つは社会構造が変わってきて、様々な同居人、家族とい

うものが出てくるときに、都度細かく、誰がどのような範囲で負担するのかは、そう簡単には決まらないと思います。むしろ負担が重くなるようなグループがあるとするならば、ある意味政策的な配慮をしていく、例えば同居の家族ならば半額にするとか、あるいはまとめて幾らということが可能だろうと思います。それをさらに進めると、個人単位で料金を決めるということになりますと、事業者特別な扱いをする必要はないと思います。事業者が提供する放送を見るのは個人ですから、視聴する個人が全て自分で負担しているのであれば、どこで見ようが負担金を払っているわけですので、事業者と個人をあまり区別する必要はないのではないかと思います。

そういう意味で、言いたい一番の要は、公共放送が何を放送するのかというのをもう少し丁寧に議論していった上で、受信料の議論を進めていくのがより分かりやすくなるのではないかと思います。

【長田構成員】

1つは、今、80%強のNHKの受信料を納めている人たちの気持ちから付言をさせていただきたいと思います。長期的に仕組みを変えていく必要があるという議論はもちろんそうだと思いますが、変わることによって、NHKを見るための負担がもし大きくなる人たちがいたら、非常に拒否感が出てくるのではないかと思います。どのような仕組みを検討するにしろ、試算があり、どのくらいの負担になるのかという具体的な提案があって、それからでないとならば一般の国民としては意見を言いにくいと思います。

それから、世帯か、個人かですが、確かに一人世帯もどんどん増えていく現状の中でも、資料にもあるように、一人世帯が多い地域と、大勢で一緒に暮らしている方々が多い地域、地域間の格差もいろいろあると思います。一人の方にとっての負担も大きくなってはいけなし、大勢で住んでいらっしゃる方々に対しての負担も大きくなってはいけません。そのために自分のところは6人家族ですというような申告、手続きが改めて必要になること自体も、負担感が大きいかなと思います。大きな変革としては、検討も必要だと思いますけれども、急に何か大きく変わるというのは難しいと思っています。

それから、もう一つはデジタル端末のことですが、もし一人一人の受信料、かつインターネットの端末が対象の場合、今、別の会議で検討している視聴情報の取扱いなどについても大きな影響を与えてくると思いますので、今後いろいろルールが決まった後でないと、賛成と申し上げにくいというのが今のところ正直な感想です。

【関口構成員】

現状の料金徴収制度に加えて、一部個人単位の徴収方法を導入というのは考えられないだろうかという発想を切り替えてみました。というのは、例えば受信機がないことを前提にして、インターネットのみの希望で個人契約ができるとすると、現状でテレビ受信機を持たないで「テレビは見ていません」と言っている方たちが、この同時配信だけをネット上で見ることを格安で実現するようなメニューを出せば、利用する可能性も出てくると思います。現状ではNHKプラスは少なくとも24時間完璧に同時配信しているわけではありませんから、あくまでも放送の補完という形なので、サービスの質、格としては相当落ちるわけです。ですから、その落ちた程度に応じて料金を下げるような形で、視聴していない層に少しターゲットを広げるようなツールとして、一部の個人単位のユーザーを掘り起こすようなこととして使えないかということを考えてみたいと。

と申しますのは、テレビ保有率の比率も年を追って若いほど保有率が下がっていきます。70代以上で言うと92.3%という高い比率が前回会合の資料4-2で出てきます。単身世帯の70歳以上ですけれども、この人たちを料金徴収ターゲットにしているみたいところが結構あるのです。若い層はテレビを持っていません、受信機を持っていませんと言うと、もうそれで現状では対象ではなくなってしまうわけです。

ところが、もっと極端には、前回も少し申し上げましたけれども、テレビの非接触率という比率で言うと、10代は36.9%がテレビそのものに触りません。ですから、10代が家庭を持つようになる、あるいは独身世帯として独立していくときにテレビはもう三種の神器ではなくなっています。そうすると、テレビ受信機を基準にした受信料契約は制度的に破綻を来していると言わざるを得ないので、テレビ受信機を保有しない世帯でもテレビを見られるような環境というのを、インターネット同時配信によって一部実現しているわけですので、そこをうまく活用して何か補填ができるのではないだろうか。つまり、ベースとしてあくまでも受信機の保有世帯を徴収の基礎としつつ、一部その補完として個人単位の制度を入れていくような仕組みが考えられないか。現行制度を超えてという前提での議論にはなりませんけれども、そのような形の中間形態を考えてみることによって、新規マーケット、必ずしもテレビ保有世帯ではないところからも徴収の枠を広げて、底辺を広げていくことが可能なような、検討に値するような気がいたしました。

【林構成員】

先ほど私の発言につきまして、3点手短に補足させていただければと思います。

1点目は先ほどドイツの負担金方式ですが、これは日本の在るべき受信料制度を構想する際に検討に値すると申し上げましたけれども、仮にドイツのような負担金方式を検討するのであれば、その際には負担金方式というのは限りなく公的債権に近くなると思います。負担金方式になると、その性質は受信契約に基づく私法上の金銭債権・債務という関係から変わらざるを得なくなりますので、現行の受信契約という契約関係をかませる方式がむしろ迂遠だということにもなり得ます。ですので、まずその点を整理する必要があると思います。

2点目は、負担金方式の場合は私も負担金徴収の際に登記情報とか、住民基本台帳等の居住情報を活用するというのと併せて検討すべきだろうと思います。ただ、その際に徴収の簡便性、効率性が高まる一方で、目的外利用という側面もありますので、プライバシーの問題等が残ると思いますので、その点も整理する必要があるだろうと思います。

3点目は、通信と放送の融合時代を構想するに当たっては、公共放送のウイングを広げるという意味で、テレビ受信機を前提としない受信料制度を構想するという場合には、インターネット活用業務を、現在の任意業務から協会の本来業務への格上げの議論を併せて議論すべきだろうと思っていて、さらに長期的には放送概念そのものへの再定義も必要になってくるかもしれないと思っています。

と申しますのは、現在、インターネット活用業務というのはあくまで放送の補完サービスであって、放送そのものではありませんので、テレビ受信機を前提としない制度を構想するとなると、そもそも放送とは何ぞやという議論にもつながり得るわけですが、ここまで踏み込むと、これは壮大な構想になりますので、私は今回の制度改正でそこまで議論の大風呂敷は広げなくてもよいとは思いますが、しかしそうはいつでも、まず受信料制度の在り方の議論と、それから活用業務の位置づけの再検討の議論、具体的には放送法20条の改正の話になるだろうと思いますが、この二つの議論は不即不離だろうと思っています。

【多賀谷分科会長】

それでは、先ほどの西田構成員の質問に事務局から回答があるので、どうぞ。

【内藤国際放送推進室長】

事務局でございます。先ほど西田構成員から、9ページの住居単位の留意点に関する

御質問については、フィンランドのような個人単位の制度と比較して、世帯単位の制度の留意点を挙げるとすればこのようなものとなるのではないかという観点から、収入がより多くある共働き世帯と比べると一人世帯というのは支出に対する比率が相対的に重くなると、書かせていただいたものであり、実際にこれが大きな負担感となっているかどうかというのは別途検証が必要なものと考えます。なので、あくまで可能性という記述とさせていただきます。

【多賀谷分科会長】

それでは、私も前回と同じく少し話をさせていただきます。

まず何人かの方から、受信料の在り方について第三者機関的なものでレビューをしたほうがいだろうと。それも毎年やるのではなくて、数年に1回という方式でやると。この方向としては正しいと思います。現在は毎年、予算委員会で審議されておりますが、二、三年に1回じっくり、實際上、今度の中期経営計画はある程度それに該当しますけれども、そういう形がいだろうと思います。

それから、個人単位化、家族単位かという点は、なかなか悩ましい話です。関口さんのご意見である、家族単位としつつインターネット経由、つまり個人単位という話も魅力的な話ですけれども、差し当たり私は家族単位でなければならぬだろうと思います。というのは、現実にはテレビ受像機が家庭に置かれていて、アンテナを経由して、あるいはケーブルテレビを経由して、それで見ているという仕組み。そしてインターネット経由の場合も、恐らく今、動画サービス等は光ファイバーケーブルが家庭に置かれて、その光ファイバー経由でWi-Fiでもって見ているという状況になっているところ

です。宍戸さんのご意見も分かりますが、同時再送信で動画が、無理のない料金、アフオーダブルコストで、移動型端末で見ることは今のところは難しく、多分、それを実現できるのは6Gぐらいだろうと。その段階になれば個人単位でいいでしょうが、今のところは家族単位で、場合によると関口さんのような形の仕組みを考えるべきだろうと思います。

それからもう一つ、小塚さんが触れた事業者については、それがネット方式になる場合に鍵になりうるので、これなかなか悩ましい話です。インターネット動画配信サービスは基本的にサブスクリプションであり、NHKの受信料もその意味において、サブスクリプションの1つには変わりありません。一方で民放はどうなるか。民放も、どういふふうビジネスモデルを作るかで困っているわけです。まずはローカルテレビがどうしていくか、その見直しの中で議論をして頂く必要があると思います。この話は今回の研究会では無理かもしれませんが、今後皆様に将来的に考えていただければと思います。

それからインターネット配信へのアクセスの低さというのが、これはヨーロッパと日本とでは多少条件が違って、日本の場合には、動画をNHKその他民放が持っているアーカイブをそのまま流すには、著作権の関係を整理しなければならないという点があります。この点、何年も議論をしても、中々整理まではできていませんけれども、その問題があるということでもあります。

それから、支払い方式、今後また議論すると思うのですが、宍戸さんが言うように、申告する者の転換というのはその1つの方式だろうと思います。恐らくそれは、何らかの技術的な仕組みでもって行われるようになるのではないかと思います。

負担金方式について公的債権に近くなるのご意見もありました。例えば下水道、水道とか電気料金のうち、電気料金と水道料金は公的債権ではありませんけれども、そのような債権はいずれもサービスの対価として、サービスが提供され、場合によるとサービスが打ち止めになるという仕組みになっています。これに対し、下水道は利用強制と公的徴収システムである。ほかの仕組みと比較しながら、負担金の在り方を考えなけれ

ばならないだろうと思います。

【宍戸構成員】

今日お話を伺っていて、通信・放送融合時代の公共放送と受信料制度の在り方について、非常に多様な見方があるということで私も勉強になりました。ここで通信・放送融合を議論しているときに、私はデバイスのレベルでの融合をイメージして議論している面が強かったのですが、伝送レベルのことを念頭に置いて、伝送路が融合した時代のことを議論されている方と、まだまだしばらく伝送路は融合しない状況を念頭に置いて御議論される方、あるいはその先のサイバー・フィジカルが融合した状況を考えて受信料制度を議論されているのかなど、論者によって融合のイメージが違って、その状況の中で受信料制度、公共放送についての議論が拡散するところもあるだろうと思います。

今の段階では非公開の議論ということもあり、いろいろな知見を出すということで私はよろしいと思いますが、最終的にまとめていく中で、通信・放送融合のイメージの中で、受信料制度は中長期でこうあるべきだと考えるということ、明らかとすることも必要と感じたところです。

【多賀谷分科会長】

その話はよく分かります。通信回路と端末、デバイスも長期的には融合してしまうといいですか、差し当たり我々はテレビ端末でテレビを見ていますけれども、中長期的にはテレビ端末と通信端末が融合するといいますか、あるいは動画像が一部のOTTでもって流されているのと、NHKや民放が流しているのと、著作権の縛りがなくなれば両方区別がつかなくなってしまうという話はあると思いますが、宍戸さんが言うように、それはまだ先の話だろうと思います。ここでそこまで将来の話まではしなくともよいだろうと思います。

以上